

2020年10月16日

受益者の皆さまへ

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
三井住友DSアセットマネジメント株式会社

S M B Cファンドラップ[®]・米国株 信託約款の変更（予定）に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の投資信託（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。

敬具

記

1. 変更内容

当ファンドは、2007年2月20日の設定以来運用指図にかかる権限をティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドへ委託し運用しておりましたが、S M B Cファンドラップシリーズの他の投資信託と同様のファンド・オブ・ファンズ形式での運用とするため、信託約款に所要の変更を行います。

本件変更の概要は、以下の通りです。

(1) 運用指図にかかる権限の委託解除

運用の基本方針および約款本文において、「運用指図にかかる権限をティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドへ委託」する旨の記載を削除します。

(2) 申込に係る基準価額適用日

購入価額および換金価額を、「申込受付日の翌営業日の基準価額」から「申込受付日の翌々営業日の基準価額」に変更します。

(3) 申込に係る受付不可日

本変更に伴い、申込受付不可日が以下の通り変更となります。

現行：ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ルクセンブルグ証券取引所またはルクセンブルグの銀行の休業日と同日の場合はお申込みできません。

変更後：当日または翌営業日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合はお申込みできません。

なお、異議申立手続きの結果、上記変更の実施が決定された場合には、以下につきましても2020年12月26日付で変更する予定です。

①信託報酬

信託報酬の料率（税抜）を、年率1.03%から年率0.28%に変更します。なお、実質的にご負担いただく運用管理費用として、投資対象とする投資信託証券の運用管理費用（最大年率0.75%）が加わります。

※変更後の実質的な運用管理費用は、最大年率1.058%（税抜1.03%）となる予定です。

②指定投資信託証券および親投資信託の追加

- ティー・ロウ・プライス／FOFS用 米国大型バリュー株式ファンド(適格機関投資家専用)
- ティー・ロウ・プライス／FOFS用 米国ブルーチップ株式ファンド(適格機関投資家専用)
- キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

2. 変更理由

SMB Cファンドラップシリーズの他の投資信託と同様のファンド・オブ・ファンズ形式での運用とすることで投資対象ファンド入替えの柔軟性が高まり運用の機動性向上につながるためです。

3. 信託約款変更日および変更適用日（予定）

変更日 : 2020年12月4日
変更適用日 : 2020年12月26日

4. 異議申立手続きおよび買取請求等

この信託約款の変更に関してご異議のある受益者の方は、2020年11月26日までに、弊社に対し書面をもってその旨をお申立てください。

上記の期間内に、ご異議のお申立てのあった受益者の方の保有する受益権の口数が2020年10月16日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2020年12月4日付で信託約款を変更し、2020年12月26日付で適用いたします。

この場合、ご異議を申立てられた受益者の方は、弊社から別途ご案内する方法により、2020年12月4日から2020年12月23日までの間に、ご自身の保有する受益権を、信託財産をもって買い取るよう受託会社に対して請求することができます。（ご異議を申立てられた場合であっても、買取請求をしなければならないものではありません。）

以上